

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の適用を受ける調達を一般競争入札に付すので、下記のとおり告示する。

令和 5 年 5 月 26 日

札幌市長 秋元 克広

記

1 契約担当部局

〒060-8611 札幌市中央区北 1 条西 2 丁目

札幌市財政局管財部契約管理課調整係 電話 (011) 211-2152

メールアドレス：[ekimukeiyaku@city.sapporo.jp](mailto:ekimukeiyaku@city.sapporo.jp)

2 入札に付する事項

(1) 特定役務の名称

ア 里塚斎場火葬棟ほか清掃業務

イ 大通バスセンター清掃業務

ウ 下水道河川局庁舎清掃業務

(2) 調達案件の仕様及び履行場所等

入札説明書による。

(3) 履行期間

令和 5 年 10 月 1 日から令和 8 年 9 月 30 日まで (36 か月) とする。

ただし、本調達は、地方自治法第 234 条の 3 に規定する長期継続契約のため、契約を締結する日の属する年度の翌年度以降において、本調達に係る予算の削除又は減額があった場合には、契約を解除することがある。

(4) 入札方法

上記(1)に掲げる案件ごとにそれぞれ月額で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 10%に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望月額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

(5) 入札の方式

本調達は、地方自治法施行令第 167 条の 10 の 2 の規定に基づき、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の調達である。

3 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(2) 令和 4～7 年度札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）において、業種が「建物清掃業」の A 又は B に登録されている者であること。

なお、上記名簿に登録されていない者でこの入札に参加しようとするものは、下記 6 (2) の入札書等の提出期限日の前日から起算して 10 日前の日までに、次のとおり申請する必要がある。

ア 申請先

上記1に同じ。

イ 申請に必要な書類の入手方法

上記アの場所で交付するほか、下記URLのホームページからダウンロードできる。

[https://www.city.sapporo.jp/zaisei/keiyaku-kanri/chosei/toroku/9\\_wto.html](https://www.city.sapporo.jp/zaisei/keiyaku-kanri/chosei/toroku/9_wto.html)

- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定後の者は除く。）等経営状態が著しく不健全な者でないこと。
- (4) 事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合は、当該組合等の構成員が、構成員単独での入札参加を希望していないこと。
- (5) 入札の適正さが阻害されると認められる次に掲げる一定の資本関係又は人的関係がある者が同一入札に参加していないこと。

ア 資本関係

- (7) 子会社等（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。（イ）において同じ。）と親会社等（同条第4号の2に規定する親会社等をいう。（イ）において同じ。）の関係にある場合
- (イ) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

イ 人的関係

- (7) 一方の会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の役員（会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合。ただし、会社等の一方が民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法第2条第7項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。
  - a 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。
    - (a) 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役
    - (b) 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役
    - (c) 会社法第2条第15号に規定する社外取締役
    - (d) 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役
  - b 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役
  - c 会社法第575条第1項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）
  - d 組合の理事
  - e その他業務を執行する者であって、aからdまでに掲げる者に準ずる者

- (イ) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人（以下単に「管財人」という。）を現に兼ねている場合
- (ウ) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

ウ 入札に参加する事業協同組合等の組合と他の入札参加者について、上記ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

- (6) 札幌市競争入札参加停止等措置要領（平成14年4月26日財政局理事決裁）の規定に基づく参加停止の措置を受けている期間中でないこと。

#### 4 総合評価に関する事項

##### (1) 落札者の決定方法

札幌市契約規則第7条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内の価格をもって有効な入札を行った者のうち、下記(2)の総合評価の方法によって得られた得点（以下「総合評価点」という。）の最も高い者を落札者とする。

ただし、本入札は、当該契約の内容に適合した履行を確保するため、あらかじめ札幌市役務契約に係る低入札価格調査制度及び最低制限価格制度運用要領（以下「低入札価格調査要領」という。）に定める調査基準価格を設け、その価格を下回る入札が行われたときは、低入札価格調査要領の規定に基づき、低入札価格調査を行う。

そのため、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により本調達に係る契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって有効な入札を行った他の者のうち、総合評価点の高い者を落札者とすることがある。

##### (2) 総合評価の方法（落札者決定基準）

ア 評価は、開札後、予定価格の制限の範囲内の価格をもって有効な入札を行った者について、入札価格及び企画提案書類等に基づき行うものとする。

イ 評価は、「価格評価」、「履行体制評価」及び「研修・雇用条件評価」に区分し、その配点をそれぞれ次のとおりとする。

- |                |     |
|----------------|-----|
| (ア) 価格評価点      | 35点 |
| (イ) 履行体制評価点    | 21点 |
| (ウ) 研修・雇用条件評価点 | 14点 |

ウ 総合評価点は、次に掲げる算定式により算定する。

総合評価点＝価格評価点＋履行体制評価点＋研修・雇用条件評価点

エ 価格評価点は、次の算定式により算定する。なお、いずれの算定による場合も、小数点第3位以下は切り捨てる。

(ア) 予定価格以下で調査基準価格以上の場合

価格評価点＝35点×（調査基準価格／入札額）

(イ) 調査基準価格未満の場合

価格評価点＝35点×調査基準価格算定率×（入札額／調査基準価格）

オ 価格以外の要素の評価について、その概要を次のとおりとし、評価項目及び評価基準の詳細は、入札説明書による。

(ア) 履行体制評価

- a 履行体制
- b 履行実績
- c 自主検査体制
- d その他

(イ) 研修・雇用条件評価

a 研修体制

b 雇用条件

(3) 低入札価格調査

低入札価格調査要領の規定に基づき、調査基準価格を下回る入札が行われたときは、低入札価格調査を行う。

なお、低入札価格調査要領第7条第3項に定める低入札価格調査に係る資料及び報告書の提出期限は、別途通知した日の翌日から起算して3日以内（札幌市の休日を定める条例に規定する休日（以下「休日」という。）を除く。）とする。また、提出期限後の提出及び差替えを認めない。

(4) 落札決定予定日

令和5年8月31日（木）

5 入札説明書の交付方法等

(1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

上記1に同じ。

(2) 入札説明書の交付方法

上記1の場所で交付するほか、上記2(1)に掲げる案件ごと、下記URLのホームページからダウンロードできる。

<https://www.city.sapporo.jp/zaisei/keiyaku-kanri/anken/ekimu-syuyaku/r5-zenki/seisou-wto10.html>

6 入札に要求される事項

(1) 入札書及び関係書類の提出

この一般競争入札に参加を希望する者（以下「入札参加者」という。）は、入札書とア～ウの書類を提出期限日までに、エの書類（提出対象者のみ）については下記(3)の期限までに持参又は送付により提出しなければならない。

また、入札参加者は、落札決定までの間において、これらの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 上記3の入札参加資格の審査に必要な書類（以下「審査書類」という。）

イ 入札書に記載する金額の算定根拠となった業務費内訳書等（以下「業務費内訳書等」という。）

ウ 上記4の企画提案に係る申出書（以下、「企画提案申出書」という。）

エ 上記4の企画提案に係る添付書類（以下、「提案書類」という。）

(2) 入札書、審査書類、業務費内訳書等、企画提案申出書の提出期限及び提出場所

ア 提出期限

令和5年7月12日（水）17時15分（送付の場合は必着のこと。）

イ 提出場所

上記1に同じ。

(3) 提案書類の提出

ア 提出対象者

入札書及び企画提案申出書を基に算定した総合評価点の審査順1位の者については、提案書類の提出を求める。

なお、1位の者の提案内容等に不備があり次順位の者の総合評価点が上位になる場合は、順

に次順位の者に求める。以後、1位の者が確定するまで同様の手続を繰り返す。

イ 提出期限

入札執行者の指示があった日の翌日から起算して3日以内（休日を除く。）。

なお、指定期限までに提出がない場合は、提案内容について評価対象外となる場合がある。

ウ 提出方法

上記1まで持参または送付（電子メール含む。）により提出する。なお、電子メールにより提出する場合、事前に契約担当部局に電子メールで提出することを申し出る。

7 入札手続等

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 開札の日時及び場所

上記2(1)に掲げる案件ごと、それぞれ次のとおりとする。

ア 令和5年7月14日（金）10時00分

イ 令和5年7月14日（金）10時20分

ウ 令和5年7月14日（金）10時40分

場所はいずれも札幌市役所本庁舎地下1階5号会議室とする。

(3) 入札保証金 免除

(4) 契約保証金 要

契約を締結しようとする者は、契約金額を一年間に相当する額の100分の10に相当する額以上の契約保証金又はこれに代える担保を、落札決定後、契約保証金の納付に係る通知（納入通知書到達）の日の翌日から起算して5日後（5日後が休日の場合は翌開庁日）までに、納付し、又は提供しなければならない。

なお、指定期日までに納付又は提供がなかった場合には、落札決定を取り消すとともに、札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を行う。

ただし、札幌市契約規則第25条各号の一に該当するときは、契約保証金の納付を免除することがある。

(5) 入札の無効

次に掲げる入札は、無効とする。

ア 本告示に示した入札参加資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した者のした入札その他札幌市契約規則第11条各号及び札幌市競争入札参加者心得第8項各号の一に該当する入札

イ 札幌市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則第6条第3項の規定により入札書を受領した場合で、同条第1項の資格審査が開札日時までに終了しないとき又は参加資格を有すると認められないときにおける入札

ウ 上記6(2)の提出期限以後、落札者の決定までの間に上記3の入札参加資格を満たさなくなった者がした入札

エ 提出書類に虚偽の記載をした者がした入札

オ 業務費内訳書等に関して、業務費内訳書等が低入札価格調査要領第7条の2第1項各号又は第2項のいずれかに該当するとき

(6) 契約書作成の要否

要する。

(7) その他

詳細は入札説明書による。

8 Summary

(1) Nature and the quantity of the services to be procured:

- a. Cleaning of Satozuka Crematorium and others : 1 set
- b. Cleaning of Odori Bus Center : 1 set
- c. Cleaning of Sewerage-and-Rivers Bureau: 1 set

(2) Time limit for tender: 17:15 on July 12(Wed.), 2023

(3) Contact point for the notice: Contract Management Section, Municipal Properties Management Department, Finance Bureau, Sapporo Municipal Government, Kita 1-jo, Nishi 2-chome, Chuo-ku, Sapporo 060-8611, Japan. TEL 011-211-2152